

令和8年度「東根市立神町中学校いじめ防止基本方針」

東根市立神町中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない人権侵害である。

近年のいじめの傾向として、身体的な暴力だけでなく、心理的な攻撃やSNS等をはじめとするインターネット上のいじめなど、目に見えにくく、かつ深刻な事態にエスカレートしやすいものが増加している。これらは、特定の生徒だけでなく「どの生徒にも起こりうる」「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という共通認識を、教職員保護者・地域全体で共有する必要がある。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」と言う。）第13条第1項に基づき、生徒の尊厳を保持し、誰もが安心して学校生活を送ることができる環境を整えることを目的に策定する。本校は、国・県・市・地域住民・家庭及び関係機関との緊密な連携の下、いじめの未然防止、早期発見、そして迅速かつ組織的な対応を徹底し、全教職員が一丸となっていじめ問題の克服に取り組む。

2 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義 ※法第2条

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様 ※「国の『いじめの防止等のための基本的な方針』に示された態様より」

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする。
- ⑧ インターネット（SNS、掲示板、オンラインゲーム等）を通じて、誹謗中傷や嫌なことをされたり、画像・動画を拡散されたりする。
- ⑨ その他

(3) 関係者の責務や役割

① 東根市教育委員会の責務 ※法第7条

○学校におけるいじめの防止等のために、専門的知見の提供や体制整備、重大事態への対応など、必要な措置を講ずる。

② 学校の責務 ※法第8条

○保護者、地域住民、関係機関と緊密な連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。

○いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、いじめられた生徒の立場に立ち、早期解消のため事案を過小評価することなく、迅速かつ組織的に対処する。

③ 教職員の基本認識 ※法第8条

○「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの

生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。

○「いじめの定義」の共通認識を持つ。

○「いじめの態様」の共通認識を持つ。

○担任が一人で抱え込まず、組織的対応を徹底し、情報の共有を迅速に行う。

④ 保護者の責務 ※法第9条

○子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うとともに、思いやりの心を育むよう努める。

○子の変化に注意を払い、いじめが疑われる場合は、適切にいじめから保護する。

○学校が講ずるいじめ防止等のための措置に理解を示し、連携・協力するよう努める。

⑤ 市民・地域住民の役割

○地域ぐるみで生徒を見守り、いじめを許さない社会環境づくりに努める。

○いじめ（またはその疑い）を発見した場合には、学校や教育委員会、その他の関係機関へ速やかに通報するよう努める。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 教職員による指導について

① いじめの態様や特質、SNSトラブル等の最新事案について校内研修や職員会議で周知し、全教職員の共通理解を図る。

② 教師の主観はもとより、諸調査など客観的な資料をもとに生徒個々、集団の実態及びその変容を的確に把握し、その成長や向上にむけ組織的に指導し、いじめをはじめとする問題行動の未然防止を図っていく。

③ 生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的に望ましい生き方や人間関係のありかたについて触れ、「集団生活を通して自他ともに成長していこう」という雰囲気や学校全体に醸成していく。

④ 生徒が、他人から認められ優しくしたいという思いを持たせるような指導を積み重ね、些細なトラブルが深刻な事態にエスカレートしない集団を育てていく。

⑤ 常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講ずる。（何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示したり、アンケート項目に明示したりする等）

⑥ 一人一人を大切に「わかる授業」を推進し、学習面での挫折や劣等感がストレスとなり、いじめの加害衝動へとつながらないよう配慮する。

⑦ 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長（孤立化を容認）したりすることのないよう人権意識を高め、自身の指導の在り方を常に客観的に省みる。

(2) 生徒に培う力とその取組

① 生徒に培う四つの柱

「自律」：自分を律し、他者との距離感を適切に保つ力。

「学力」：基礎的な知識・技能及び問題解決的な調べ方や学び方

「共感力」：他者の痛みや感情を想像し、尊重する力。

「自己有用感」：他者の役に立っているとの実感を通し、自身の存在価値を認める力。

② その取組

○「居場所づくり」：基本的な生活習慣の定着を図るとともに、失敗を許容し合える安心・安全な学級経営を行う。

○「絆づくり」：生徒会活動や学校行事等の主体的な活動を通じ、互いの個性を

認め合い、心のつながりを実感できる場を創出する。

(3) いじめ防止のための校内組織と具体的な取組 ※法22条：必置

- ① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。
 - 校内職員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、
 - 校外関係者：PTA代表、学校運営協議会委員、SC、市教育相談指導員、
県教育相談員、心の教室相談員、SSWC、学校医、東根市こども家庭課職員、警察関係者等
- ② 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組を行う。
 - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
 - いじめの相談・通報の窓口としての対応
 - いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
 - いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

(4) 生徒の主体的な取組

- ① 生徒の自発的活動の推進
生徒会による「いじめ撲滅宣言」の採択や「相談箱」の設置・運用など、生徒自らがいじめ問題を「自分たちの課題」として捉え、防止を訴える取組を推進する。
- ② 規範意識と当事者意識の醸成
こうした活動を通じ、「いじめられる側にも原因がある」という誤った認識を正すとともに、「大人に相談することは自分や仲間を守る正当な行為であること」や、「見て見ぬふり（傍観）はいじめを助長すること」への気づきを促す。また、些細な嫌がらせや意地悪も、継続的・集団的に行われれば深刻な精神的危害につながることを深く理解させる。
- ③ 教職員による多層的な支援
取組が一部の生徒による形式的な活動や、教職員主導の「やらされている活動」に陥らないよう留意する。教職員は、全ての生徒が活動の意義を理解し、自分にできる役割を見出せるよう、適切な助言とバックアップ（陰での支援）に徹する。

(5) 家庭・地域との連携

- ① 方針の共有と理解促進
学級懇談会や学校ホームページ、学校連絡アプリ、学校・学年だより等のあらゆる媒体を通じて「学校いじめ防止基本方針」を周知し、いじめ問題の重要性について家庭・地域との共通認識を図る。
- ② 情報の双方向性の確保
保護者との信頼関係を深め、生徒の小さな変化や違和感を早期に共有できる体制や関係を構築する。特に、学校外やSNS上でのトラブルについて、速やかに学校へ情報提供がなされるよう連携を強化する。
- ③ ネットいじめ対策の共同推進

インターネットやSNSの適切な利用について、学校と家庭が連携して啓発活動（情報モラル講習会等）に取り組む。家庭における利用ルールの確立やフィルタリング設定の推奨など、ネットいじめを未然に防ぐための環境づくりを推進する。

- ④ 学校運営協議会を核とした地域一体のいじめ対策 ※文部科学省「生徒指導提要」より学校運営協議会と緊密に連携し、地域でいじめ問題に取り組む。委員の専門的な知見を学校運営に反映させることで、いじめの未然防止や解決に向けた支援体制を構築し、地域全体で児童生徒の健やかな成長を支える。

4 早期発見の在り方

(1) 基本的な考え方

- ① 暴力を伴う等「目に見えるいじめ」を見逃さない。
- ② 暴力を伴わない等「目に見えにくいいじめ」に気付く。

(2) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、次のことに努める。
 - 日頃からの生徒の見守りや信頼関係を構築する。
 - 諸調査の結果をもとに個々の生徒及び学級集団の発達状況を客観的に把握し、トラブルやいじめの危険性を予測しながら指導する。
 - 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - 教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知する。
- ② 定期的なアンケート調査により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。
- ③ 生徒が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ④ 休み時間や放課後の活動の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

(3) 相談窓口などの組織体制

- ① 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 「山形県教育センター」、「人権擁護委員会」、「東根市教育支援センター（ハートフルスクール）」などの校外の電話教育相談窓口も周知する。
- ③ 教育相談等で得た生徒の個人情報については、相談内容の解決にむけ慎重かつ適切に扱う。
- ④ 生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

5 早期対応の在り方 ※法 23 条による対応

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対

応する。(学級(教科)担任・顧問等→学年主任・生徒指導担当→管理職)

- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童生徒へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
 - ③ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
 - ④ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく村山警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに村山警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (2) 発見・通報を受けての組織的な対応 ※法 22 条による対応
- ⑤ 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための校内組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って東根市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。
 - ⑥ SNS上の諸問題等、インターネットを介したトラブルについては、事件性があること等も含めて、速やかに警察や教育委員会などと相談し、適切に対応に当たる。
- (3) 被害者への対応及びその保護者への支援
- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
 - ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。
 - ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、東根市教育委員会に相談し、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
 - ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は適切に保護者に提供する。
- (4) 加害生徒及びその保護者への対応
- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ② いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
 - ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について東根市教育委員会と協議する。
- (5) 集団へのはたらきかけ
はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

6 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法28条①：必置）と調査の実施

いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該生徒が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、東根市教育委員会の第三者委員会「いじめ防止対策等専門委員会」（仮称）による事実関係を明確にするための調査を受ける。

<重大事案と想定されるケース>

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

<調査の目的>

民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処（いじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を網羅的に明確にすること）及び再発防止策を講ずること。

(2) 重大事態の報告 ※法30条①

校長は当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く東根市教育委員会を通じて東根市長へ報告する。

(3) 外部機関との連携 等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ、東根市教育委員会、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」、村山警察署、児童相談所と連携を図りながら進めていく。

7 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ① 「心のアンケート」「いじめ発見調査アンケート」（学校版・家庭版）の実施、それを受けた個人面談を通し、児童生徒の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② 教育相談担当、学年主任、担任、養護教諭、県・市教育相談員、スクールカウンセラー等の連携により、教育相談体制を機能させる。
※具体的には、経営概要の教育相談計画による。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ① 生徒をいじめに向かわせないために、学校で取り組むべき課題を「自律」、「共感力」、「学力」、「自己有用感」と捉え、組織的な指導を通して生徒を育てていく。
- ② 自分はかけがえのない存在であることや、他人の役に立った、他人から共感的に理解してもらったという実感がともなう活動になるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。
※具体的には、経営概要の教育相談計画による。

8 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の活かし方等に関する研修

- ① いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、「生徒指導提要」（文部科学省）や「生徒指導リーフ」及び「生徒指導支援資料」（文部科学省 国立教育政策研究所）を資料とした、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ② 「居場所づくり・絆づくりを意図した授業改善」、「道徳の授業の充実」について研修を深め、「自律」「共感力」「学力」「自己有用感」をもった生徒を育て、いじめ問題の未然防止に努める。
※具体的には、経営概要の研修計画等による。

9 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価において、その目的を踏まえていじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭への公表

学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等について公表し、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

- (3) 校内におけるいじめの防止等に対するP D C Aサイクル 等
- ① 「いじめ防止のための組織」が策定した計画に基づき、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を生徒の視点で客観的に振り返り、改善を図っていく。
 - ② 学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

9 その他

- (1) 東根市いじめ問題対策連絡協議会 ※法第14条
いじめの防止等に関係する機関の連携を図るため、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、村山警察署その他の関係者による会議に参加し、いじめの防止等に活用する。
- (2) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成
地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り兄弟学級による異年齢交流等を通し、生徒の自己有用感等を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。
- (3) 業務（校務）の効率化
教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）に基づいた業務（校務）の改善と効率化を図る。